

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月2日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎
記



1 手続番号

第3500-2024-0017号

第3500-2024-0018号

第3500-2024-0019号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

宮崎市清武町今泉字中島丙303番（17号）

宮崎市清武町今泉字井手ノ口丙430番（18号）

宮崎市清武町今泉字井手ノ口丙431（19号）